

川口市墓地等の経営の許可等に関する規則の一部を改正する規則について

改正後	改正前
<p>(市長との協議)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 条例第3条第2項 _____ の規則で定める日は、申請予定日(同項第4号 _____)の申請予定日をいう。以下同じ。)の120日前の日とする。</p> <p>3 条例第3条第2項第5号 _____ の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 条例第3条第3項第3号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) 墓地等の経営の計画の収支見込書及び資金計画書</p> <p>(2) 前号の資金計画書における自己資金等を証する書類</p> <p>(3) 負債(墓地等の設置に要する費用に係るものを除く。)を有する場合は、その額及び明細等を記載した書類</p> <p>(4) 財産目録及び収支計算書</p> <p>(5) その他市長が必要と認める書類</p> <p>5 条例第3条第3項第5号 _____ の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p>	<p>(市長との協議)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 条例第3条第2項(条例第15条において準用する場合を含む。)の規則で定める日は、申請予定日(条例第3条第2項第5号(条例第15条において準用する場合を含む。))の申請予定日をいう。以下同じ。)の120日前の日とする。</p> <p>3 条例第3条第2項第6号(条例第15条において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>4 条例第3条第3項第4号(条例第15条において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)～(14) (略)</p>
<p>(標識の設置等)</p> <p>第4条 標識の様式は、様式第2号のとおりとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例第4条第1項 _____ の規則で定める日は、申請予定日の90日前の日とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第5条 説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例第6条第1項(条例第15条において準用する場合を含む。)の規定による意</p>	<p>(標識の設置等)</p> <p>第4条 標識 _____ は、様式第2号によるものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 条例第4条第1項(条例第15条において準用する場合を含む。)の規則で定める日は、申請予定日の90日前の日とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(説明会の開催等)</p> <p>第5条 説明会において説明する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 条例第6条第1項(条例第15条において準用する場合を含む。)に基づく意</p>

改正後	改正前
<p>見の申出の期限及び方法</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第5条第1項 _____ の近隣住民等は、次に掲げる者とする。 (1)～(3) (略)</p> <p>4 条例第5条第1項 _____ の規則で定める日は、申請予定日の60日前の日とする。</p> <p>5 条例第5条第2項 _____ の規則で定める事項は、第3項第1号又は第2号に掲げる者の氏名 <u>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</u> 及び住所 _____ とする。</p> <p>(意見の申出の期限等)</p> <p>第6条 条例第6条第1項 _____ の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。</p> <p>2 条例第6条第2項 _____ の規則で定める事項は、意見を申し出た者の氏名 <u>(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</u> 及び住所 _____ とする。ただし、意見を申し出た者が個人である場合は、当該事項を市長に報告することについて本人の同意が得られた<u>もの</u>に限る。</p> <p>(緑地及び駐車施設の基準)</p> <p>第7条 条例第8条第1項 <u>(条例第14条第4項において準用する場合を含む。次項において同じ。)</u> の規定により墓地の敷地内に設ける緑地は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)</p> <p>(経営許可の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第9条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) <u>第3条第5項第1号</u>、第6号から第10号まで及び第12号から第14号までに掲げる書類 (2)・(3) (略)</p>	<p>見の申出の期限及び方法</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第5条第1項 <u>(条例第15条において準用する場合を含む。)</u> の近隣住民等は、次に掲げる者とする。 (1)～(3) (略)</p> <p>4 条例第5条第1項 <u>(条例第15条において準用する場合を含む。)</u> の規則で定める日は、申請予定日の60日前の日とする。</p> <p>5 条例第5条第2項 <u>(条例第15条において準用する場合を含む。)</u> の規則で定める事項は、第3項第1号又は第2号に掲げる者の氏名 <u>又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> とする。</p> <p>(意見の申出の期限等)</p> <p>第6条 条例第6条第1項 <u>(条例第15条において準用する場合を含む。)</u> の規則で定める日は、申請予定日の30日前の日とする。</p> <p>2 条例第6条第2項 <u>(条例第15条において準用する場合を含む。)</u> の規則で定める事項は、意見を申し出た者の氏名 <u>又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> とする。ただし、意見を申し出た者が個人である場合は、当該事項を市長に報告することについて本人の同意が得られた<u>とき</u>に限る。</p> <p>(緑地及び駐車施設の基準)</p> <p>第7条 条例第8条第1項 _____ の規定により墓地の敷地内に設ける緑地は、次に掲げるものとする。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)</p> <p>(経営許可の申請)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第9条第2項第4号の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) <u>第3条第4項第1号</u>、第6号から第10号まで及び第12号から第14号までに掲げる書類 (2)・(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(4) 宗教法人が経営しようとする<u>墓地及び納骨堂</u>にあつては、<u>予定地が条例別表第1墓地の項第4号又は納骨堂の項第2号に規定する土地</u>であることを証する書類</p> <p>(経営許可の基準等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 条例別表第1墓地の項第1号の規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院</p> <p>(許可書の様式等)</p> <p>第10条 条例第11条第1項（<u>条例第14条第4項及び第9項において準用する場合を除く。</u>）の許可書の様式は様式第5号のとおりとする。</p> <p>2 <u>条例第14条第4項及び第9項において準用する条例第11条第1項の許可書の様式は、様式第6号のとおりとする。</u></p> <p>3 <u>条例第11条第1項（条例第14条第4項及び第9項において準用する場合を含む。）の規定による不許可の決定の通知は、様式第7号の通知書により行うものとする。</u></p> <p>(工事の着手の届出)</p> <p>第11条 条例第12条（<u>条例第14条第6項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出は、<u>様式第8号の届出書</u>により行うものとする。</p> <p>(工事の完了検査等)</p> <p>第12条 条例第13条第1項（<u>条例第14条第6項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出は、<u>様式第9号の届出書</u>により行うものとする。</p> <p>2 条例第13条第2項 _____ の工事完了検査済証の<u>様式は、様式第10号のとおりとする。</u></p> <p>(変更許可等の申請)</p> <p>第13条 条例第14条第1項の規定による申請は、<u>様式第11号の申請書</u>により行う</p>	<p>(4) 宗教法人が経営しようとする _____ 納骨堂にあつては、<u>予定地が境内地</u>であることを証する書類</p> <p>(経営許可の基準等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 条例別表第1墓地の項第1号の規則で定める公共施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設 _____</p> <p>(許可書の交付等)</p> <p>第10条 条例第11条第1項 _____ の許可書は様式第5号によるものとし、<u>同項（条例第14条第4項及び第8項において準用する場合を含む。）の規定による不許可の決定の通知は様式第6号の通知書により行うものとする。</u></p> <p>(工事の着手の届出)</p> <p>第11条 条例第12条（<u>条例第14条第5項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出は、<u>様式第7号の届出書</u>により行うものとする。</p> <p>(工事の完了検査等)</p> <p>第12条 条例第13条第1項（<u>条例第14条第5項において準用する場合を含む。</u>）の規定による届出は、<u>様式第8号の届出書</u>により行うものとする。</p> <p>2 条例第13条第2項（<u>条例第14条第5項において準用する場合を含む。</u>）の工事完了検査済証 _____ は、<u>様式第9号によるものとする。</u></p> <p>(変更許可等の申請)</p> <p>第13条 条例第14条第1項の規定による申請は、<u>様式第10号の申請書</u>により行う</p>

改正後	改正前
<p>ものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を拡張する場合に限る。） 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第3条第5項第1号</u>及び第6号から第14号までに掲げる書類</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を縮小する場合に限る。） 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第3条第5項第1号</u>、第8号から第11号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号及び第3号に掲げる書類</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 墓地等を廃止する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第3条第5項第13号</u>及び第14号に掲げる書類</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第14条 条例第16条第1項の規定による届出は、様式第12号の届出書に<u>第3条第5項第8号</u>から第11号までに掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)</p> <p>第15条 条例第17条の規定による届出は、様式第14号の届出書に次の各号に掲げ</p>	<p>ものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。ただし、市長が認めるときは、一部の書類の添付を省略することができる。</p> <p>(1) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を拡張する場合に限る。） 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第3条第4項第1号</u>及び第6号から第14号までに掲げる書類</p> <p>ウ (略)</p> <p>(2) 墓地の区域等を変更する場合（墓地の区域等を縮小する場合に限る。） 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第3条第4項第1号</u>、第8号から第11号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号及び第3号に掲げる書類</p> <p>ウ (略)</p> <p>(3) 墓地等を廃止する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>第3条第4項第13号</u>及び第14号に掲げる書類</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(変更及び廃止の許可書の交付)</p> <p>第14条 条例第14条第4項及び第8項において準用する条例第11条第1項の規定による許可書の交付は、様式第11号の許可書により行うものとする。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、様式第12号の届出書に<u>第3条第4項第8号</u>から第11号までに掲げる書類を添付して行わなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(都市計画事業等に係る墓地又は火葬場の届出)</p> <p>第16条 条例第17条の規定による届出は、様式第14号の届出書に次の各号に掲げ</p>

改正後	改正前
<p>る区分に応じ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 墓地又は火葬場を新設する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 条例第3条第3項第1号及び第4号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類</p> <p>イ 第3条第5項第1号、第8号から第10号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号に掲げる書類</p> <p>(2) 墓地の区域又は火葬場の施設を変更する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 条例第3条第3項第1号及び第4号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類</p> <p>イ 第3条第5項第1号、第8号から第11号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号に掲げる書類</p> <p>(3) 墓地又は火葬場を廃止する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 第3条第5項第13号及び第14号に掲げる書類</p> <p>ウ (略)</p> <p>(証明書)</p> <p>第16条 条例第20条第2項の証明書の様式は、様式第15号のとおりとする。</p> <p>(管理者の届出)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>(書類の提出等)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(台帳の備付け)</p> <p>第19条 (略)</p>	<p>る区分に応じ当該各号に定める書類を添付して行わなければならない。</p> <p>(1) 墓地又は火葬場を新設する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 条例第3条第3項第1号及び第3号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類</p> <p>イ 第3条第4項第1号、第8号から第10号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号に掲げる書類</p> <p>(2) 墓地の区域又は火葬場の施設を変更する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア 条例第3条第3項第1号及び第3号並びに条例第9条第2項第3号に掲げる書類</p> <p>イ 第3条第4項第1号、第8号から第11号まで、第13号及び第14号並びに第8条第3項第2号に掲げる書類</p> <p>(3) 墓地又は火葬場を廃止する場合 次に掲げる書類</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 第3条第4項第13号及び第14号に掲げる書類</p> <p>ウ (略)</p> <p>(証明書)</p> <p>第17条 条例第20条第2項の証明書_____は、様式第15号によるものとする。</p> <p>(管理者の届出)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>(書類の提出等)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(台帳の備付け)</p> <p>第20条 (略)</p>